

加西市立北条中学校いじめ防止基本方針

加西市立北条中学校

1 学校の方針

校訓「自主・協働」のもと、教育目標を「澁刺・純情・夢ありの精神を持つ生徒づくり」と定め、目指す生徒像を「基本的な生活習慣を確立し、澁刺と生活する生徒」、「素直な心、感謝の心、反省の心、奉仕の心、謙譲の心を大切にする生徒」、「夢や目標の実現に向け、主体的に努力する生徒」とする。これらのことから、「基礎学力」、「基礎体力」、「基礎モラル力（非認知能力）」を定着させ、「人として豊かに生きていく力の育成」をめざしている。

そのために、全校生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(3) いじめの状況

- ・遊びや生活の中での「ふざけ」や「いじわる」「からかい」などからいじめに至ることがある。
- ・きっかけが遊びの延長線上にあることが多いために、周囲がいじめだと気づきにくい。
- ・掲示板サイトへの不適切な書き込みや、コミュニケーションアプリを使用したトラブルから発生することがある。

(4) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

- ・教育活動全体を通じて取り組む。
 - ①自分で考え、判断し、行動できる生徒を育てる。
 - ②生徒どうしの心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
 - ③いじめの問題に組織的に取り組む。
 - ④いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

以上の（１）～（４）を全職員が共通理解し、常に生徒の様子を観察して深刻ないじめ問題に発展しないよう対応をしていく。

3 いじめの防止等に関する施策や取組

(1) いじめ防止の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙2 組織的対応

(2) 未然防止

一人ひとりの生徒の状況や学級集団等の状況を日常的に把握し、予防的・開発的な生徒指導に取り組む。

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

道徳教育や人権教育を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

②互いに認め合い、支えあい、助けあう仲間づくり

生徒への声かけや生活ノート指導により、生徒に寄り添い、相談しやすい関係を築く。

③生徒、学級の状況の把握

生活ノートや生徒との会話など、いち早く情報収集できるよう心がける。すべての教職員からの情報収集に努め、できるだけ多くの目で生徒を見守る組織の体制を整える。

④校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

⑤家庭・地域との連携

いじめ問題の取り組みの重要性について、家庭・地域と認識を共有する。

⑥インターネットを通じて行われるいじめ防止の充実

インターネットを通じて行われるいじめの防止に向けた学習機会を確保するとともに、情報モラル教育の推進を図る。また、保護者に対する、いじめ防止や効果的な対処等、保護者としての責務及び法令遵守の啓発を行う。

別紙3 未然防止への教師の自己チェック

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙4 年間指導計画

(3) 早期発見

①教職員の対応能力の向上

教職員が生徒の人間関係の変化や表情、言動から悩みや不安などを抱える生徒に気づき、寄り添った指導ができるように人権感覚やカウンセリングマインドの向上に努める。

②日常的な実態把握

生活ノート指導や、定期的なアンケート調査やチェックリストによる観察、面談等を行い、いじめの早期発見に努める。また、教職員間で情報を共有し、気になる生徒への声かけやカウンセリング、家庭訪問等を行い、家庭と連携して状況把握に努める。

③相談窓口の整備

いじめに関わる相談・通報窓口の周知を図るとともに、スクールカウンセラーとともに生徒や保護者が相談しやすい環境を整備する。

いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックポイントを別に定める。

別紙5 早期発見のためのチェックポイント

(4) 早期対応

①いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、校長がいじめ対応チームを招集し、対応について協議して方針を決定する。指導に当たっては、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して生徒、保護者に対応する。

②いじめを受けている生徒及び保護者への支援

いじめを受けている生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、面談し、事実関係を伝える。また、今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、適時、適切な方法で経過報告をする。

③いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている生徒から、気持ちや状況を十分聴き取り、その背景や心情にも注目しつつ、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。そして、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。その保護者には、面談し、明らかになった事実関係や相手の生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼し、今後の取り組みについて共有する。なお、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

④周囲の生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

⑤教育委員会との連携

いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会（総合教育センター）へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決に当たる。また、必要に応じて、県教育委員会へスクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校支援チーム等の支援を要請する。

別紙6 適切ないじめ対応のためのチェックリスト

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、教育委員会（総合教育センター）に報告し、対応を協議する。書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口の専門的な期間と連携して対応していく。

(6) 学校と教育委員会、関係機関等との連携

加西警察署刑事生活安全課との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に総合教育センターや加西警察署刑事生活安全課に相談するとともに、生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報する。また、いじめを行っている生徒の背景に、家庭の要因が考えられる場合には、スクールソーシャルワーカーや地域福祉課、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

<p>I いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>○児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。</p> <p>II いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>○「相当の期間」年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合、学校または学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。</p>
--

(2) 重大事態への対応

①調査主体

重大事態は、教育委員会が調査の主体となる。教育委員会が、学校だけでは解決が困難であると判断したとき、教育委員会の諮問を受けた審議会の委員が学校に出向くなどして、教職員と協力して調査等にあたる。生徒への調査等の協力については、生徒に過度な負担が生じないように、最大限配慮する。

②事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会やPTA総会をはじめ、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。